

浦川道太郎

専門教育における学修目標の提示と達成度の確認
一つの試みとしての法学検定試験

1. 法学部教育の現状

- ・ 法学部学生数→166,102人[約40,000人]（社会科学では経済学部235,666人に次ぐ）
法曹への進路→法科大学院定員5,765人[現在]、司法試験合格者3,000人[2010年?]
- ・ 大多数の法学部の学生は、法曹になる者は僅かであり、大半は事務職・営業職として就職する。この傾向は、むしろ進行している(?)。
社会科学系卒業生159,415人→事務従業者72,042人[45.2%]
販売従事者50,110人[31.4%]（上記は平成20年度）
- ・ 法曹への関門である法科大学院は、専門職大学院であり、その門戸は法学部卒業生に限られていない。→法学部教育の目標喪失→進路に関する目的意識の一層の拡散が生じている。
- ・ 法学部教員の法学部から法科大学院への移動と法学部と法科大学院の制度的切断+卒業単位数の減少→専門教育科目の減少とそれを埋める教養教育の増加→専門教育としての法学教育の空洞化→法学部の存立基盤の崩壊(?)

2. 大学(学部)教育の出口における専門知識の能力検定の意義

- ・ **【現状】** 大学入学までの徹底した偏差値教育→大学の格付け→「大学」入学により卒業後の進路(人生)が決定される→18歳時における人生決定→大学教育の無意味化→(偏差値下位校における)スチューデント・アパシー
- ・ **【現状・法学部】** 法学部教育の目標喪失(上述)→(偏差値の比較的上位校における)スチューデント・アパシーの発生(?)

○ 法学部教育における学修達成度の客観的評価→学部生に再度の進路選択のチャンスを与える→人生決定の機会を大学の入口から出口に移動させる(?)

○法学部における専門教育の具体的な学修目標の提示と学修達成度評価



法 学 検 定 試 験

※参考文献

新堂幸司「法学部の教育目標」東海法学 23号1頁（2000年）

竹下守夫「『法学検定試験』の夢」NBL 646号3頁（1998年）[別紙・参考文献]

3. 法学検定試験の実態

法学検定試験の実施主体 財団法人日弁連法務研究財団＋社団法人商事法務研究会
法学検定試験委員会

委員長 新堂幸司 財団法人日弁連法務研究財団理事長・東京大学名誉教授

副委員長 前田 庸 社団法人商事法務研究会会長・学習院大学名誉教授

委員 奥島孝之 早稲田大学学事顧問・教授ほか9名

[別紙・法学検定試験委員会事務局「法学検定試験の目的と概要」参照]

○「検定試験」方式に対する興味→「日本型」教育(?)→「素点」による評価ではなく、「級」の認定→『法学検定試験問題集』の公表と「級」取得を目標にする学修→学修目標の提示と学修達成度評価としての「級」認定→柔道・剣道・茶道・華道等に共通

4. 法学検定試験に関する新たな動きと法学既修者試験

・法科大学院教育の変容

司法試験合格者数(3000人の壁)＋法科大学院の過剰定員→司法試験合格率の低下→司法試験の持つウェイトの増大→法学未修者・社会人層の法科大学院入学回避(適性試験[L S A T]受験者数/28,340人[2003年]→8,527人[2009年度受付最終日])→各法科大学院における「法学部生から法科大学院既修者コース[2年制]への進学者」の争奪競争の激化→専門教育としての法律学の学修達成度の客観評価の重要性→法学検定試験の重視・法学既修者試験の採用

法学検定試験の目的と概要

法学検定試験委員会事務局

1. 法学検定試験とは

財団法人日弁連法務研究財団と社団法人商事法務研究会が共同で組織した法学検定試験委員会が実施している、法学に関するわが国唯一の検定試験。3級、4級を2000年から、2級を2001年から実施している。

法学に関する学力を客観的に評価する全国唯一の試験として、大学での単位認定、企業への入社・配属時の参考資料に利用されている。また、法科大学院での入学者選抜の際の参考資料としても、法学検定試験2級の成績が利用されている。

2. 法学検定試験の概要

法学検定試験は難易度により、2級・3級・4級を設置している。
各級試験の水準および科目等は以下のとおり。

2級：大学法学部での法学教育が修了していることを前提に、企業・官公庁等で法律実務を担当するために必要な一定水準以上の法学の知識・基礎的素養を修得していることを証明する。

コース設定【各コースとも6科目（共通科目＝法学基礎論、民法）、合計55問／150分】

総合＝法学基礎論、民法＋選択科目A群・B群から4科目選択

司法＝法学基礎論、民法、刑法、民訴法、刑訴法＋選択科目B群から1科目選択

行政＝法学基礎論、民法、憲法、行政法、民訴法＋選択科目B群から1科目選択

企業＝法学基礎論、民法、商法、民訴法＋選択科目B群から2科目選択

A群 ①憲法、②刑法、③商法、④行政法、⑤民事訴訟法、⑥刑事訴訟法

B群 ①労働法、②倒産法・執行法、③独占禁止法、④知的財産法、⑤租税法、⑥国際取引法、⑦環境法

3級：法学一般・民法の共通科目に4コースごとの受験科目を加え、基本的な条文の解釈や重要判例の理解度を測る試験であり、大学3年修了程度の法的素養を有していることを証明する。

コース設定【各コースとも4科目（共通科目＝法学一般、民法）、合計75問／150分】

一般＝法学一般、民法、憲法、刑法

司法＝法学一般、民法、刑法＋民事訴訟法か刑事訴訟法から1科目選択

行政＝法学一般、民法、憲法、行政法

企業＝法学一般、民法、商法＋民事訴訟法か労働法から1科目選択

4級：「法学入門」「憲法」「民法」「刑法」の基本法についての基礎知識・能力を測る試験であり、大学2年修了程度の法的素養を有していることを証明する。【4科目、合計60問／120分】

3. 法学検定試験の特徴

法学検定試験は、大学での学内評価が客観的基準として外部社会において評価されにくいという状況に対応し、習熟度に応じた段階を設け（2級、3級、4級）、全国一律で法学知識をはかる唯一の客観的評価基準である。

4. 法学検定試験の利用状況

法学検定試験は、①一般受験（受験者個人で出願し受験するもの。公開会場で受験する。）、②グループ受験（ゼミや職域単位など、各級 10 名以上のグループで受験する場合、グループ責任者を通じて出願し受験するもの。公開会場で受験する。）、③団体受験（大学や企業・団体等の申込責任者を通じて一括して出願するもの。合計受験者数 30 名以上。団体会場で受験する【別紙参照】）に分かれる。

アンケート調査等によると、法学検定試験を単位認定に利用している大学（法学検定試験を中心とした講座を開講している大学も多い。）は多く、企業でも社内業務に関連する法務知識の習得のため、法学検定試験を利用する企業がある。

また、法科大学院入学者選抜において法学検定試験 2 級の成績を参照している大学がある。【別紙参照】

法学検定の実施状況(2008年)

●法学検定試験4級の志願者数・実受験者数・合格者数一覧

	志願者数	実受験者数	平均点 (60点満点)	合格者数
人数等	4,045名	3,592名	31.5点	1,815名

※合計得点31点以上を合格と判定。合格者最年少15歳・最年長73歳。

●法学検定試験3級の志願者数・実受験者数・合格者数一覧

	志願者数	実受験者数	平均点 (75点満点)	合格者数
人数等	4,674名	4,094名	45.6点	2,225名

※合計得点各コースとも45点以上を合格と判定。合格者最年少17歳・最年長81歳。

●法学検定試験2級の志願者数・実受験者数・合格者数一覧

	志願者数	実受験者数	平均点 (55点満点)	合格者数
人数等	1,647名	1,379名	29.2点	250名

※合計得点各コースとも37点以上を合格と判定。合格者最年少19歳・最年長56歳。

2級「租税法」の出題範囲の変更について

消費税については従来出題範囲から除外してきたが、現代における消費税の重要性の高まりを反映して、今年度から出題範囲に加えることとした。出題内容は、消費税の基本的な仕組みの理解を問うものに限ることとする。

法学検定試験の利用方法

「法学検定試験」の様々な活用方法

法学検定試験は、法学に関する学力を客観的に評価する試験として様々なかたちで活用されている。そこで、具体的にどのように法学検定試験が活用されているかなどについて、全国の大学法学部等を対象にアンケート調査を行った。

- ・調査時期：2008年4月
- ・調査対象：全国の大学法学部（法学系の学科を設置する大学を含む）127校
- ・回答大学：50校

また、法学検定試験のグループ申込をしている企業が、どのように法学検定試験を活用しているのかについての調査も行った。

大学での具体的活用例

アンケートに回答した50大学のうち、16校が法学検定試験を単位認定に利用している。

大学名	認定単位	認定科目（※その他特筆事項）	該当級
朝日大学	2単位	法学応用Ⅰ・Ⅱ、憲法応用Ⅰ・Ⅱ、民法応用Ⅰ・Ⅱ、刑法応用Ⅰ・Ⅱ、行政法応用、民訴法応用、刑訴法応用、労働法応用、商法応用	4・3・2級
大阪経済大学	1単位	法学検定初級	4級
	2単位	法学検定中級	3級
	4単位	法学検定上級	2級
香川大学	2単位	(特) 法学検定	4・3級
	4単位	(特) 法学検定	2級
京都学園大学	2単位	※定められた期間に教務課に申し出た者に認定	3級
熊本大学	2単位	※合格者に単位認定	2級
國學院大学	2単位	※法学部のみを対象	3・4級
国土館大学	4単位	※法学部現代ビジネス法学科においてのみを対象 ※法律学科での認定は、現在検討中	2級
城西大学	4単位	法学特講	4・3・2級
駿河台大学	2単位	法学概論Ⅰ・Ⅱ	4・3・2級
	4単位	民法Ⅰ～Ⅴ、憲法概説、民法概説Ⅰ・Ⅱ、刑法概説、そのほか受験した各コースの選択科目に該当する科目のうちいずれか1科目	4・3・2級
	2単位	法学検定Ⅰ（専門科目・選択科目）	4級
摂南大学	4単位	法学検定Ⅰ・Ⅱ（専門科目・選択科目）	3級
	6単位	法学検定Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（専門科目・選択科目）	2級
創価大学	2単位	法学試験認定A	4・3・2級
桐蔭横浜大学	2単位	認定科目	4・3・2級
西日本短期大学	2単位	法学検定対策講座として、法検A～Eを開講	4・3・2級
白鷺大学	2単位	法職演習（私法②）	4・3・2級
姫路獨協大学	2単位	社会特別講義Ⅰ	4級
	4単位	社会特別講義Ⅱ	3級
山梨学院大学	4単位	法学検定特講	4・3・2級

企業での具体的活用例（生命保険会社：A社のケース）

社内業務に関連する法務知識の定着の一環として、例年、法学検定試験のグループ受験を推奨している（社内メールによって受験者を募集）。法学検定試験3級企業コースの法律基礎知識を身につけることによって、業務上の応用事例に対応できるようにする。

(1) 2008年法科大学院入学者選抜において法学検定試験2級の実績を考慮している大学一覧

(ホームページをもとに作成：2008年12月現在)

北海道大学、新潟大学、北海学園大学、獨協大学、國學院大学、成蹊大学(3級4級も考慮)、明治大学、立教大学、山梨学院大学、愛知大学、名城大学、京都産業大学、神戸学院大学、西南学院大学

(2) 2008年団体受験校一覧

ア	愛知大学	サ	佐賀大学	ハ	白鷗大学
	青森中央学院大学		札幌大学		姫路獨協大学
	岩手大学		札幌学院大学		弘前大学
	愛媛大学		志學館大学		広島修道大学
	大阪経済大学		島根大学		広島大学
	大阪経済法科大学		城西大学		福岡大学
	大原法律公務員専門学校静岡校		清和大学		北陸大学
	岡山大学		摂南大学		北海道大学
沖繩国際大学	タ	高岡法科大学	マ	宮崎産業経営大学	
カ		香川大学		中央学院大学	名城大学
		鹿児島大学		中京大学	桃山学院大学
		金沢大学	桐蔭横浜大学	ヤ	愛西学園弥富高等学校
		金沢星陵大	東海大学		山形大学
		関東学院大学	東京法律専門学校		山梨学院大学
		関東学園大学	東京経済大学	ラ	立正大学
		九州国際大学	東洋大学		流通経済大学(新松戸)
		熊本大学	東北学院大学		流通経済大学(龍ヶ崎)
		甲南大学	獨協大学		
	神戸学院大学	ナ	名古屋経済大学		
國學院大学	南山大学				
	新潟大学				
	西日本短期大学				

マキシマム・ミニマム

もうかなり以前から、日本の大学教育の質的低下を憂慮する声が聞かれる。社会が必要とする専門的知識・技能を修得した人材の供給という、大学の主要な社会的責務が十分に果たされているか疑わしいのである。これは、社会の側からみれば、本来期待される「質」の保証のない、レッテルのみの人材を受け入れざるをえないことを意味している。先頃の大学審議会中間報告にも、この事態に対する危機感が滲み出ていた。もちろん、状況は、大学により、また専門分野によって一様ではない。しかし、こと多くの大学の法学教育に関するかぎり、右の憂慮は、根拠のないものではない。

このような事態に立ち到つたには、さまざまの原因がある。しかし、その重要な一つは、一部のエリート大学は別として、大部分の大学の法学部に入学した、そのまた大部分の学生にとって、現在の状況は、真剣に勉強をするインセンティブに欠けていることにあるように思う。すでに再三指摘されていることではあるが、学生にとつて、社会に出るとき、場合によっては社会に出てからも、自分の評価は、入学した大学によって決定され、大学で何をどの程度修得したかとの無関係であれば、勉強意欲がわかなくともやむをえない面がある。幸い評価の高い大学に入学できれば、もう安心であるし、不本意ながら評価の低い大学にしか入学できなければ、その時点で諦めるしかない。大学の世間的評価で、卒業生を格付けするのが不合理だといつても、現在は、それに変わる格付け基準がない。だから、大学の法学教育を活性化し、豊かな専門知識を備えた人材を社会に送りださうようにするに

「法学検定試験」の夢

竹下守夫

は、入学時の偏差値ではなく、その後の勉学によって勝ち得た実力を正確に評価し、それによって社会での活躍の場を保証するシステムを作る必要がある。近年、司法試験が若い人たちの人気を集めている理由の一端は、司法試験がこのような公正な人材評価システムとしての意味をもっていることにあるのではないか。

ところが、年間約三万人といわれる法学部卒業生の大半を占める企業就職者に関しては、少なくとも全国レベルでは、このようなシステムが欠けている。そこで、企業に入ろうとする者（あるいはさらに在職者）を対象とする、公正な評価システムとしての「法学検定試験」を作れないかというのが、わたくしの夢なのである。すでに語学の分野で定着している各種の検定試験をモデルに、何段階かの等級を設けて、基礎的なものから次第に高度な法学的知識・応用能力をテストする任意受験の統一試験である。これが実現すれば、企業にとつても、人事採用の精度の高い判断基準が与えられるはずである。企業就職志望者を対象とすることを考えると、実施主体は民間団体とするのが適当であろう。一つの可能性としては、経済団体の支援の下に、企業法務担当者、大学関係者、実務法曹が協力し、出題採点を行なうことが考えられる。

いろいろ困難はあろうが、高等教育機関としての大学の機能を充実させ、二一世紀の日本の経済・社会を支える人材の育成・評価という大きな目的に向けて、これが正夢となってくれることを願っている。

(駿河台大学教授・一橋大学名誉教授 二たけした・もりお)